二　平成二十六年七月一日から同年七月三十一日まで表示を付することを禁止する電気用品の型式

電気用品の区分	表示を付することを禁止する電気用品の型式
ゴム系絶縁電線類	その他のゴムコード　一型式
合成樹脂系絶縁電線類	ケーブル（令別表第一第一号（2）に掲げるものに限る。）一型式
	ビニルキャブタイヤケーブル　一型式
配線器具	タンブラースイッチ　一型式
	中間スイッチ　二型式
	差込みプラグ　五型式
	コンセント　一型式
	マルチタップ　四型式
	コードコネクターボディ　五型式
	器具用差込みプラグ　二型式
	その他の差込み接続器　二型式
	延長コードセット　四型式
	コードリール　二型式
	ジョイントボックス　二型式
小型単相変圧器類	その他の家庭機器用変圧器（ベル用変圧器、表示器用変圧器及びリモートコントロールリレー用変圧器を除く。）　一型式
電熱器具	電気毛布　二型式
	電気あんか　一型式
	電気ストーブ　二型式
	その他の採暖用電熱器具　一型式
	電気トースター　三型式
	電気天火　一型式
	電気こんろ　一型式
	電気たこ焼き器　一型式
	電気ホットプレート　二型式
	電気がま　二型式
	電気なべ　一型式
電動力応用機械器具	電気湯沸器　三型式
	電気ポンプ　一型式
	空気圧縮機　一型式
	電動かくはん機　一型式
	電気グラインダー　一型式
	その他の電動工具　二型式
	フッドミキサー　一型式
	送風機　一型式
	電気掃除機　一型式
光源及び光源応用機械器具	その他の白熱電灯器具　二型式
	その他の放電灯器具　三型式
	充電式携帯電灯　一型式
電子応用機械器具	テープレコーダー　一型式
	その他の音響機器　一型式
	電子レンジ　一型式
交流用電気機械器具	直流電源装置　九型式

三　平成二十六年七月一日から同年九月三十日まで表示を付することを禁止する電気用品の型式

電気用品の区分	表示を付することを禁止する電気用品の型式
合成樹脂系絶縁電線類	単心ビニルコード　一型式
	その他のビニルコード　二型式
	キャブタイヤコード　二型式
	ペンダントスイッチ　一型式
配線器具	差込みプラグ　二型式
	マルチタップ　四型式
	コードコネクターボディ　一型式
	その他の差込み接続器　三型式
	延長コードセット　三型式
	コードリール　一型式
	アダプター　一型式
	その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器　一型式
小型単相変圧器類	その他の家庭機器用変圧器（ベル用変圧器、表示器用変圧器及びリモートコントロールリレー用変圧器を除く。）　一型式
電熱器具	電気便座　一型式
	電気カーペット　一型式
	電気あんか　二型式
	電気こたつ　三型式
	電気ストーブ　三型式
	その他の採暖用電熱器具　一型式
	電気ホットプレート　一型式
	電気フライヤー　一型式
	電気湯沸器　一型式
	電気コーヒー沸器　二型式
	電磁誘導加熱式調理器　二型式
	その他の工作用又は工芸用の電熱器具　一型式
	電気アイロン　三型式
	湿潤器　一型式
電動力応用機械器具	アイスクリームフリーザー　一型式
	電動式おもちや（電気乗物及び電気遊戯盤を除く。）　一型式
	電気加湿機　一型式
	電気刈込み機　一型式
	電気ドリル　二型式
	電気のこぎり　一型式
	電気金切り盤　一型式
	フッドミキサー　一型式
	文書細断機　二型式
	ラミネーター　二型式